

非常時の児童に対する措置基準について

—— 警報発表時等の登下校について ——

I 暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報発表の場合

- 1 午前7時の時点で、「兵庫県全域」「兵庫県南部」または「加古川市」に警報発表中の場合 臨時休業とします。(註：播磨南東部の場合、加古川市が含まれない場合があります。更に詳しくご確認ください。)

※学校からの連絡はありません。荒天時は、テレビやラジオの気象情報に注意してください。

2 始業時刻以降（登校後）に、警報が発表された場合

発表時刻、気象状況、通学路の状況、学校の実情などを考慮のうえ、適切な処置をとります。

○下校させる場合は、通学班ごとに教師が途中まで引率して安全面に十分配慮して下校します。

○下校の安全が確保しにくい場合には、児童の引渡しをさせていただきます。学校まで児童の引取りをお願いします。

○連絡は、学校から若宮小学校緊急携帯メールの一斉配信を利用してお知らせします。

メール登録未加入の家庭には、「引渡しカード」記載の連絡先へ、担任より電話連絡します。

II 「竜巻注意情報」が兵庫県下に発表されている場合

- 1 午前 7 時の時点で発表されているときは、解除されてから登校させてください。臨時休業はありません。

- 2 始業時以降に発表されたときは、学校で安全配慮をし、下校時は、解除されてから下校します。

III その他の警報発表及び危険が予測される場合

- 1 津波、高潮、波浪警報については、安全を優先して適切に判断します。

- 2 警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある箇所等については、学校で点検し、状況により通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮します。

- 3 登校中に雷の発生や落雷の危険がある場合、児童及び保護者の判断で安全な場所への避難をお願いします。また、雷雲の通過後に安全を確認して再登校をお願いします。下校時は、学校長が安全を最優先し判断します。

※1 非常時は、連絡用電話回線の確保が必要になります。個人的な学校への電話はご遠慮ください。

※2 「引渡しカード」の緊急連絡先等が変更になった場合は速やかに、担任までお知らせ願います。

※3 若宮小学校緊急携帯メールを登録された方で携帯メールのアドレス変更の場合は、再登録が必要です。登録先「wakamiya-emergency@39mail.com」 学年が変われば必ず再登録が必要です。